

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

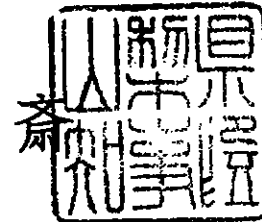
住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏名 JFE環境株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 露口 哲男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 後藤 斎



許可の年月日 平成29年1月10日

許可の有効年月日 平成34年1月9日

### 1 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）</li> <li>・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）</li> <li>・特定有害産業廃棄物（廃石綿等、廃PCB等（（1）電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたものが廃棄物となったもの、（2）廃PCB等のうち、PCB濃度が廃PCB等1kgにつき5,000mg以下のもの、（3）微量PCB汚染絶縁油を除いたものに限る。）、PCB汚染物（（1）微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの、（2）PCB汚染物のうち、次に掲げるもので微量PCB汚染物を除いたもの・汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1kgにつき5,000mg以下のもの。・廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているPCBの量が廃プラスチック類1kgにつき5,000mg以下のもの。・金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているPCBの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1kgにつき5,000mg以下のものに限る。）、その他は別紙のとおり）</li> </ul>
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 9 年 1 月 10 日	新規許可
平成 14 年 1 月 10 日	許可の更新
平成 19 年 1 月 19 日	許可の更新
平成 19 年 1 月 19 日	事業範囲変更許可 (廃石綿等の追加)
平成 24 年 1 月 10 日	許可の更新
平成 27 年 11 月 4 日	事業範囲変更許可 (廃PCB等、PCB汚染物の追加)
平成 29 年 2 月 6 日	許可の更新
平成 31 年 1 月 25 日	変更届 (代表者の変更)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下、余白)

COPY

廃棄物の種類 含有する有害物質名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	—	—	—	○	—	—	—
水銀又はその化合物	—	—	—	○	—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	—	—	○	—	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	○	—	○	○
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	○	—	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	○	—	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	—	—	—
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
1, 4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—

(注) 表中の「○」は取り扱うことができるものを、「—」は取り扱うことができないものを示す。